

令和元年第10回教育委員会定例会議事録

令和元年10月24日

東久留米市教育委員会

令和元年第10回教育委員会定例会

令和元年10月24日（木）午後3時15分開会

市役所7階 704会議室

- 議題
- (1) 議案第40号 東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定依頼について
 - (2) 議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について
 - (3) 議案第42号 東久留米市教育センターの管理運営に関する規則の一部改正について
 - (4) 議案第44号 東久留米市教育センターにおけるコンピュータ管理・運営規程の一部改正について
 - (5) 議案第43号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について
 - (6) 諸報告
 - ①令和元年度第3回市議会定例会について
 - ②その他
-

出席者（5人）

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そわか

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	佐 川 公 行
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 3人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午後3時15分)

- 園田教育長 これより令和元年10回教育委員会定例会を開会します。
本日は全員出席です。
-

◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は馬場委員にお願いします。
○馬場教育委員 はい。
-

◎議案の追加と会議の進め方

- 園田教育長 議案の追加がありますので、会議の進め方と併せて説明をお願いします。
○佐川教育総務課長 「議案第44号 東久留米市教育センターにおけるコンピュータ管理・運営規程の一部改正について」を追加させていただきます。
進め方ですが、「議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」及び「議案第42号 東久留米市教育センターの管理運営に関する規則の一部改正について」は関連しますので併せてご審議いただき、採決は個々に行わせていただきます。また、追加の議案第44号は議案第43号の前にご審議いただきます。
○園田教育長 議案第44号を追加すること、議案第41号と議案第42号は関連するため併せてご審議いただき、採決は個々に行いたいとのこと。さらに、追加の議案第44号は議案第43号の前にご審議いただきたいとのことですが、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、新しい日程で進めさせていただきます。
-

◎傍聴の許可

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。
○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせします。本日は議案の追加があり、関連議案の審議をまとめて行うなど、日程の一部を変更しています。また、お配りしている資料については、ご入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

- 園田教育長 議事録の承認に入ります。
8月2日に開催した第8回定例会及び9月2日に開催した第9回定例会の議事録について、ご確認いただきました。馬場委員から修正のご連絡がありましたが、そのほかよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)
異議なしと認め、いずれの議事録も承認されました。
-

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 議事に入ります。日程第1「議案第40号 東久留米市立生涯学習センター指

定管理者の指定依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○**森山教育部長** 「議案第40号 東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定の依頼について」、上記の議案を提出する。令和元年10月24日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するにあたり、あらかじめ議会の議決を経る必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。

○**板倉生涯学習課長** 生涯学習センターについては、平成22年度から指定管理者を導入しています。1期を5年間とし、現在は2期目の運営となっていますが、現在の指定期間は令和2年3月31日をもって終了となります。このことから、東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき指定管理者を公募し、東久留米市指定管理者選定委員会設置要綱に基づき設置した指定管理者選定委員会において、指定管理者候補の選定を行いました。令和2年4月1日からの指定管理者の指定に当たっては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を経る必要があることから、本日議案としてご審議いただくものです。

議案の具体的な内容としては公の施設の名称を「東久留米市立生涯学習センター」、指定管理者をJN共同事業体、指定期間を令和2年4月1日から令和7年3月31日までとするものです。以上の3点については総務省自治行政局長通知により、議会で議決いただく際の議決項目とされている内容となっています。

続いて、選定の経過を説明します。「東久留米市立生涯学習センター指定候補者選定の経過」をご覧ください。6月19日の第1回指定管理者選定委員会において、選定方法を公募によるものと決定しました。7月1日から公募要項の配布を開始し、7月17日に現地見学会を開催しました。説明会参加事業者は4事業者でしたが、8月9日の応募書類提出締め切り時点では、申し込み事業は2事業者となりました。8月20日の第2回の委員会では、事業者から提出された提出書類等に関する説明を行った後、第1次審査の採点方法を確認しています。8月28日の第3回の委員会では第1次審査の採点結果を報告し、第1次審査通過者を決定しました。採点に当たっては標準的な業務遂行が見込めるレベルを基準点とし、この基準を満たさないと評価される項目がある場合には、第1次通過者から除外することとしていましたが、両事業者とも基準を上回る結果であったことからどちらも第1次審査通過者となりました。9月27日には第4回の委員会及び第2次審査し、第1次審査通過事業者によるプレゼンテーションを実施しました。そして、10月1日の第5回指定管理者選定委員会において第2次審査の採点結果を報告し、優先交渉権者、第2順位者を決定しました。

以上の経過を経て、現指定管理者である株式会社JTBコミュニケーションデザインを代表団体、野村不動産パートナーズ株式会社を構成団体としたJN共同事業体を優先交渉権者となりました。

○**園田教育長** ただいまの説明に対して、ご意見、質問ありますか。

○**尾関教育委員** 指定管理者「JTBコミュニケーションデザイン」と「野村不動産」とありますがどういう企業ですか。実績としてはこれまでも指定管理者であったと聞いていますが、期間と、第2順位者の企業名を伺います。

○**板倉生涯学習課長** 先ず優先交渉権者ですが、これまでの第1期、第2期と東久留米市立生涯学習センターの指定管理者に携わっていただいている共同事業体です。第2順位者についてですが企業名については公表できないことになっており、この場での回答は差し控させていただきます。

- 園田教育長 企業名を公表できないというのはどういう基準によるものですか。
- 板倉生涯学習課長 指定管理者制度活用指針の中で、応募団体名については非公表ということが定められていますので、第2順位者については非公開情報となります。
- 園田教育長 この先もずっと非公開ということになりますか。
- 板倉生涯学習課長 はい。
- 園田教育長 分かりました。
- 細田教育委員 指定委員の委員構成を伺います。
- 板倉生涯学習課長 市の設置要綱に基づいて委員長を副市長、副委員長を企画経営室長として、委員には総務部長、教育部長、学識経験者として大学教授1名と税理士1名の計6名の構成となっています。
- 園田教育長 「大学教授」とありますがどういう専門の方ですか。
- 板倉生涯学習課長 学識経験者については生涯学習センターの事業に精通している方から選ばれるということになっていますので、現在も生涯学習センターの運営に関わっていただいている方を選任しています。
- 園田教育長 生涯学習について専門的に研究されている方ということですね。
- 板倉生涯学習課長 はい。
- 園田教育長 そのほかいかがですか。
- 宮下教育委員 9月27日に第2次審査が行われ「事業者によるプレゼンテーション」とあります。プレゼンテーションを行う場合の規定はどのようになっていますか。
- 板倉生涯学習課長 いち事業者からのプレゼンテーションを10分間、質疑応答について20分間の計30分間のプレゼンテーションで審査しています。
- 宮下教育委員 本当は10分間の中で各事業者がプレゼンした時の感想を伺いたいところですが、それは結果論ですからね。数回委員会を開いて審査されているわけですから、プロセスがしっかりしていると感じました。
- 園田教育長 5回にわたって選定委員会を開催したということで、宮下委員からもプロセスはしっかりしているという話がありました。現時点では内容がつまびらかにできないという状況ですが、いずれかの段階で選定の経緯はオープンにされますか。
- 板倉生涯学習課長 情報の公開については、先ほどお答えしましたとおり、現在は仮協定前であるため、情報の公開には制約が設けられています。仮協定は11月末を目途に準備を進めています。この仮協定後には、選定結果などについても公表できる規定になっていますので、準備していきたいと考えています。
- 園田教育長 よろしければ、採決に入ります。「議案第40号 東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であります。よって、議案第40号は承認することに決しました。

◎議案第41号、議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 続いて、日程第2「議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、日程第3「議案第42号 東久留米市教育センター管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。この2議案は関連しますので併せてご審議いただき、採決は個々に行わせていただきます。教育部長から説明をお願いします

す。

○**森山教育部長** 初めに「議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記の議案を提出する。令和元年10月24日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、東久留米市教育センター滝山相談室の移転に伴い、規定を整備する必要があるためです。続いて「議案第42号 東久留米市教育センターの管理運営に関する規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和元年10月24日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、東久留米市教育センターの組織に関する規定を整備する必要があるためです。詳しくは統括指導主事から説明します。

○**荒井統括指導主事** 本日は、指導室長兼教育センター長が都合により欠席をしていますので、私から説明します。先ず「議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部改正の制定依頼について」について説明します。資料の3枚目の新旧対照表をご覧ください。

東久留米市教育センターのうち、滝山相談室については令和2年度から移転を予定しており、それに伴っての改正となります。第3条をご覧ください。教育センターの事業として、これまでの条例文にありました「科学教育の振興に関すること。」「日本語学習教室に関すること。」の2項目を削除しました。この2事業については平成16年度以降、教育センターでの事業の取り扱いがないという実態があります。

科学教育の振興に関しては、現在、教育センターではなく、指導室で事業を取り扱っています。平成27年度からの動きを説明します。平成27年度から3年間、東京都学力ステップアップ推進地域指定事業の指定を受けることで外部人材の積極的な活用を通して、科学教育振興、理科教育の発展について取り組みを行っています。また、多摩六都科学館が開催している夏季教員セミナーを積極的に利用するよう進めているところです。さらに、昨年度からは東京都理科教育支援推進事業を活用して、各学校での科学実験教室の振興などを進めています。次に、日本語学習指導についてですが、児童・生徒の学校での困り感に対応するために、学校側に日本語指導講師を派遣する方式をとっています。

このように教育活動の変容に伴って事業の統合、整理、充実を進めた結果、科学教育の振興、日本語学習については教育センターの所管を離れています。そのため、今回の条例改正に合わせて提案しているものです。この2項目を削除することから、第3条2の「前項第6号」が「前項第4号」に変更となります。最後に別表をご覧ください。最初に申し上げたとおり、今回の条例の一部改正のスタートが滝山相談室の移転に伴うものです。滝山相談室の所在地はこれまで「東久留米市滝山二丁目3番23号」でしたが、「滝山四丁目1番10号」に変更となります。議案第41号についての説明は以上です。

続いて、「議案第42号 東久留米市教育センター管理運営に関する規則の一部改正について」説明します。資料3枚目の新旧対照表をご覧ください。第2条第3項で「教育相談室に室長及び副室長を置くことができる。」としていましたが、この「副室長」を「室長代理」に改めます。現在は教育相談室の室長は指導室長が兼務していますが、教育センター内で常駐して勤務はしていません。そのため半年ごとに代理者を任命し、代理権の範囲内の職務を行っています。これは民法第99条の代理に当たる状態です。遡って確認したところ、平成19年度以降の学校教育要覧においても「室長代理」と記載をしていることが分かりました。しかし、東久留米市教育センターの管理運営に関する規則では「副室長」と記載が続いていたことからこの文言を改正し、「室長代理」することを提案するものです。

○**園田教育長** 説明が終わりました。この件についてご質問、ご意見いかがですか。

○宮下教育委員 議案第41号について伺います。ただ今、るるこの改正について説明していただきましたが、その中で気になることがあります。平成16年度以降を分析した結果、現行の第4項及び第5項については実績がないということでした。「実績がないから第4項と第5項を削除する」ということですが、それが理由になるのでしょうか。「実績がない」ということは「今の日本は科学教育の充実を掲げているが本市では充実してこなかった」ということ自体が「実績」なのではないですか。

前回もノーベル賞をいただきましたが、毎年1人ずつ、科学教育分野においてノーベル賞を受賞されており、日本人の受賞者は27人になりました。そのうちの22人が物理、化学、生物、医学の分野で受章されています。今回ノーベル賞を受賞された方は、「小学校3、4年生の時の理科の授業がきっかけになって科学に興味を持った」ということが、ニュースでさかんに流れていました。まさに、小学校の科学教育はとても重要なのだと実感させられました。

市の教育センターである以上、科学振興や日本語教育等については冠を掲げる必要性があると思います。そのような思いが強くありますので、第2次教育振興基本計画を策定する時に「理数教育の充実をぜひ入れてほしい」ということで議論させていただき、結果、項目として取り上げてもらいました。なので、教育センターの掲げる理念としても、これについてはぜひ残していかなければいけないと強く思います。統括指導主事から話がありました「東京都理科教育支援推進事業の推進」において、私は理科の授業アドバイザーと理科教育支援推進事業をここ何年間か携わってきています。東久留米市の子どもたちに科学への興味や関心を持たせることをしています。

条例の項目については何らかの形で残していただければと思います。なぜならば、項目がなくなると意識がなくなっていくからです。先ほど実態がなかったとのことですが、ここに項目としてあるけれども実態がなかったということですね。書いていなければ実態さえも何もないわけです。今の日本は科学技術創造立国ですので、この文言を削除する必要性はないと思います。

先ほど多摩六都科学館で先生方の研修会を行っているという話がありました。夏休みに中にどのくらい先生方は行っていますか。

○荒井統括指導主事 申しわけありません。多摩六都科学館の研修に本市からの参加がいるということは把握していますが人数については確認ができていません。

○宮下教育委員 極めて少ないはずですが、それだけはお伝えしておきます。やっているけれども参加していないと思います。私もいろいろな研究会を開催していますが、参加者が少ないのが現状です。なので、市として意識形成をしていくことがとても重要だと思います。

○荒井統括指導主事 ご指摘ありがとうございます。「科学教育の振興に関すること。」「日本語学習教室に関すること。」の2項目が削除されることに大きな課題があるというご意見をいただいたと考えています。

私の説明が至らない点についてお詫びします。教育センターの事業からは確かに文言としては削除する方向で今回提案をしていますが、委員からご指摘のありましたとおり、東久留米市教育振興基本計画や年度ごとの指導室の事業計画においては、「科学教育の振興に関すること。」「日本語学習指導に関すること。」については経年で記載をし、着実に進めるよう、努力をしています。特に、日本語学習教室に関しては教育センターに子どもたちを集めて話をするよりも実際に学校現場で子どもたちが困っていることについて寄り添って講師が指導した方が子どもにとってメリットが大きいということから、センターの所管は離れます

が指導主事が担当し、現在も大いに活用をいただいています。先日も定例校長会や定例副校長会において、困り感のある子どもたちへは速やかにこの授業について案内をしてほしいということの聴取をしたところです。

科学教育の振興に関することについては宮下委員のご指摘のとおり、東京都学力ステップアップ推進地域指定事業においても、理科教育推進事業においても、宮下委員には大変ご協力をいただいて事業を進めてきた実態があります。こちらでも今年度の事業計画において確かな学力の育成、学力向上の取り組みにおいて記載をしています。引き続き、指導室全体での取り組みとしてこの2項目については継続をして進めていく考えです。

- 園田教育長 この改正は今回の滝山相談室の移転に伴って変える必要があったものでして、所管の真意としては、その位置を変えることは必須のものとして改正する必要があります。もう一つ、併せて、こうした機会に規定を改めて見直して今日的な状況も合わせて文言修正、調整等行っていくのが行政の一般的な仕事の進め方です。

科学教育と日本語学習教室という2点が現在の教育センターの実態に合っていないということで二つ削除しましたが、既にも実施していないことが検討のいきさつだと思います。私も宮下委員がおっしゃるように、科学教育と日本語教室は二つとも重要事項なので、あたかも「東久留米市教育委員会ではこのことについての重要性を認識していないのではないか」という批判、あるいは問題提起の中で非常に心配であったところです。指導室に確認したところ、説明があったとおり、教育センターという一つの枠組みの中では削除した形になるが、東久留米市の教育全体としてはいずれも充実していくのだということでした。教育振興基本計画の中でも重視していくとし、広い意味では拡充して進めていくわけです。

教育センターという運営の中では実態を考えてこういうことになりましたので、今後も誤解を呼ばないようにしっかりと推進していくことが大事だと思っています。

- 宮下教育委員 私は誤解をしているわけではありません。「分析してみたら、平成16年以降何もやっていないからこれは不必要だ」と判断されたのだと受け止めたので申し上げました。しかし、やっていないから不必要なのではない、やってこなかったこと自体が問題なのです。だからこそ東京都も理科教育支援推進事業プランニングを各市に提案しているわけです。その結果、昨年度には市立南町小学校の第6学年の子どもたちが研究した内容が素晴らしいということで、東京都に発表に行きましたね。そのことは指導室からは教育委員には連絡がありませんでしたが、学校からは聞いています。

子どもたちは科学に興味・関心を持っています。その芽をつぶしたくないなと思います。教育というのは、特に種をたくさん蒔いておかなければなりません。それが教育の仕事です。条例のこの文言を削除することにより、なおさら意識形成がなくなってくるわけですから、とても心配です。第2次教育振興基本計画を策定する時も同じような論議をしまして、「理数教育の充実」という文言が入られた時に「ありがとうございます」と話をしたつもりです。文言はそこにあることによって生きてくる。いつもそういうことを意識していかなければいけないと思いますので、再考の余地があればお願いしたいというのが私の意見です。

私は今回の学校公開日に、第六小学校の第6学年で理科の授業を行いました。その時は3クラス合同で行いましたが、保護者もたくさん来てくれました。親たちは授業を参観するのではなく、一緒に参加してくれたのです。子どもと一緒に科学というものを楽しんでくれた。それだけ保護者も科学に関心を持っている姿があり、とてもうれしく思いました。椿田指導室長もお見えになり、「すごいですね」と感想を伝えてもらいました。

については、何らかの形で文言を残すことを再考していただければありがたいと思います。

削除することによる弊害があるのではないかと懸念しています。そこだけが心配です。

- 園田教育長 ありがとうございます。施策を展開していく上ではどういう枠組みで進めていくのが一番効果的・効率的なのかを考えています。教育センターという枠組みの中で市の予算により実施していくのか、あるいは東京都の研究事業などにアプローチして予算をとって充実させていくのがいいのか。いろいろなやり方もある中で、より施策を効果的に展開するにはどうしたらいいのかを今後とも考えていく必要があると思います。そういう中で今回の教育センターの条例の見直しにあたり、こういう形の整理をさせていただきました。

ご意見いただきまして、ありがとうございます。そのほかいかがですか。よろしいですか。

よろしければ採決に入ります。「議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採択します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。よって、議案第41号は承認することに決しました。

続いて「議案第42号 東久留米市教育センター管理運営に関する規則の一部を改正について」を採択します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第42号は承認することに決しました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 続いて、日程第4「議案第44号 東久留米市教育センターにおけるコンピュータ管理・運営規程の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

- 森山教育部長 「議案第44号 東久留米市教育センターにおけるコンピュータ管理・運営規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和元年10月24日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、東久留米市教育センター組織に関する規定を整備する必要があるためです。詳しくは統括指導主事から説明します。

- 荒井統括指導主事 では「議案第44号 東久留米市教育センターにおけるコンピュータ管理・運営規程の一部改正について」について説明します。

資料3枚目の新旧対照表をご覧ください。改正点について説明します。先ず表題です。

「管理・運営規程」の「管理」と「運営」の間に「・」が入っていましたが、本市で施行されているさまざまな指針や規則を確認したところ点が入っていないということが分かり、市の一般的な記述に合わせたいと考えたためです。続いて第4の2の2行目になりますが、「教育研究室長」を「学校支援室長」に改めます。平成19年度以降の学校教育要覧を確認したところ、当時から既に「学校支援室」として記載をされていました。なぜ室名変更がされたのかについては、記録を遡っても詳細を確認することはできませんでした。しかし、当時を知る方々に状況を伺った結果、さまざまなICT機器類の発達に伴って教育センター内部での役割としては教育研究の役割よりも、むしろ学校の教育活動を支援するといった役割に室の重点が変更したことによるものではないかと推察をしています。このことについて、本来であれば平成19年度以前の時点で教育委員会に諮り、条文や規則、規定について適切に整理すべきであったと考えます。この点について指導室長兼教育センター長から、これまで確認ができていなかったことについて深くお詫び申し上げたいとのことです。

- 園田教育長 説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見、ご質問いかがですか。

よろしいですか。よろしければ採決に入ります。「議案第44号 東久留米市教育センターにおけるコンピュータ管理・運営規程の一部を改正について」を採択します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であります。よって議案第44号は承認することに決しました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第5「議案第43号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第43号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」、上記の議案を提出する。令和元年10月24日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。

○板倉生涯学習課長 生涯学習課に係る補正予算（案）について補足説明します。本補正予算は、大円寺境内にあります市指定有形民俗文化財の穀櫃を緊急に修繕にする必要が生じたことに伴い、その費用を補助するため、文化財修理費等補助金を増額するものです。穀櫃（こくびつ）はもともと下里村の飯田家にあり、江戸時代に飢饉に備え下里村で稗を共同備蓄していたものです。昭和48年に下里から大円寺境内に移築され、往時の生活を知る上で貴重な文化財として、昭和59年に市指定有形民俗文化財に指定されています。経年劣化等により倒壊の危険が生じていることなどから対応を検討していましたが、本年10月末からの大円寺本堂の解体で生じる古材を活用することで、修繕費用を抑えることができる見込みがあったことなどの理由から、急きょ修繕を実施することになりました。東久留米市文化財保護条例第10条に基づきその費用を補助することができることとなっていますが、建造物であることなどから修繕に要する費用は79万円に上り、当初予算額の15万円の補助額では修繕が困難なため補助に係る予算を増額するものです。なお、今回の穀櫃修繕に伴う補助に当たりましては、ふるさと創生基金をその財源として活用するよう関係各課と調整を図っています。

○園田教育長 ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問いかがですか。よろしいですか。

よろしければ採決に入ります。「議案第43号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」を採択します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であります。よって議案第43号は承認することに決しました。

◎諸報告

○園田教育長 続いて、日程第6、諸報告に入ります。「①令和元年第3回市議会定例会について」から報告をお願いします。

○森山教育部長 それでは「令和元年第3回市議会定例会について」説明します。9月2日の第9回教育委員会定例会においては会期前のため予定として報告しましたので、一部内容や資料について重複しますが、会議結果として改めて報告します。本日は、次の資料を用意しました。会期日程表、会議結果の一覧表、議案第16号の議案、議案第21号の議案、一般

質問の一覧表及び答弁概要、陳情一覧表及び陳情第9号の写しです。

先ず会期日程ですが、9月3日から9月25日までの23日間の会期となり、一般質問は9月5日から10日まで、総務文教委員会は9月13日、予算特別委員会は9月18日に行われました。次に提出議案ですが、初日に議員提出議案が1議案、市長提出議案が18議案上程されました。その中で教育委員に関係します内容の議案は3件あります。先ず、「議案第16号 東久留米市教育委員会委員の任命について」です。教育委員会委員でいらっしゃいます細田初雄委員の任期が令和元年9月30日で満了となるため、引き続き委員として任命するため議会の同意を求めるもので、本会議初日に審議・採決が行われ、全員賛成で可決されました。次に「議案第21号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例」です。これは現在整備を進めています(仮称)上の原屋外運動施設を新たな市の体育施設として設置するもので、総務文教委員会に付託され、審議・採決の結果、全員賛成で可決され、最終本会議においても全員賛成で可決されました。最後に「議案第29号 令和元年度東久留米市一般会計補正予算(第4号)」です。教育費としては指導室と生涯学習課の補正予算を含む議案で予算特別委員会に付託され、審議、採決の結果、賛成多数で可決され、最終本会議においても賛成多数で可決されました。また、最終日の本会議においては「議案第34号 平成30年度東久留米市一般会計歳入歳出決算の認定について」ほか、議案第35号から38号まで4特別会計決算の認定についての議案が上程され、決算特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました。決算特別委員会は10月2日から4日までの3日間開催され、審査が行われました。会議結果については本会議において採決が行われた後に報告します。

次に一般質問についてです。教育委員会に関係するご質問は、21人中16人の方からいただきました。内容については防災教育、オリンピック・パラリンピックに向けた取り組み、小中学校の暑さ対策、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、スポーツ振興、学校の樹木・植栽、中学生議会の開催、学校施設の整備、学校給食、生涯学習センターの大規模改修工事、東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画、就学援助、市立小学校給食調理業務委託推進計画の見直し、結核対策、学校におけるLGBT教育、中央図書館の大規模改修、学力向上の取り組み、体力向上の取り組み、不登校、感染症対策、がん教育など多岐にわたるものでした。詳しい答弁内容については後日ホームページに掲載されますので、そちらをご覧くださいと思います。

次に請願ですが、教育委員会に関係する請願はありませんでした。

陳情では「陳情第9号 東久留米市立中央図書館大規模改修について陳情」がありました。陳情は議会の運用で議員等への配布のみとされ、審査を行われていませんので、後ほど資料をご参照いただきたいと思います。

○園田教育長 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問いかがですか。よろしいですか。

そのほか事務局から何かありますか。

○佐川教育総務課長 令和元年度前期(4月から9月まで)の「教育長の職務専念義務の免除」の申請、及び年次休暇等の取得について報告します。資料として「東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を添付しています。平成27年4月以降、教育長が職務に専念する義務の免除を受けるには、条例により「教育委員会が認める場合」となっており、また、休暇については市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例により規則を定め、一般職同様の取り扱いすることとし、休暇簿により申

請しています。教育委員会へは4月から9月までを前期、10月から3月までを後期とし、2回に分けて報告を行っています。今回はその前期分となります。それでは、休暇等の申請について報告をします。有給休暇1日、夏季休暇を4日取得し、職務専念義務の免除の申請はありませんでした。

○園田教育長 委員からも何かありますか。

○細田教育委員 今年の5月にも伺いましたが、他国から転入してくるお子さんが来年入学する場合には、説明会は開催されますか。非常に不安がっている保護者がいらっしゃるのです。神宝小学校の保護者からも同様な質問を受けました。もしその子一人だけであれば、別の学校に例えば第二小学校等に通わせたいなどの考えもあるらしいのです。

○白土学務課長 外国の方を対象とした入学説明会の実施はありませんが、住民票に登録されている方には新入学のお知らせ送っていますので、個別に学務課にお問い合わせいただいてやり取りができればと考えています。

○細田教育委員 そういう文面もうたっているのですか。

○白土学務課長 ご案内になりますが、一通りの説明の入ったお知らせを各戸にお送りしています。

○園田教育長 そのほかいかがですか。

○馬場教育委員 3件報告します。本日の午前中ですが、東京都市町村教育委員会連合会第2ブロックの研修会に、教育長ほか事務局の皆さんと行ってきました。府中市にある、全国で最大級と言われる、日本で一番立派な給食センターとうたっている給食センターを見てきました。ドライシステムといって床に一切湿気がなく、微生物が発生しにくいこと、一方方向にしか食物が移動せず、人も移動せずに作業ができ衛生上とても安全であること、作業別に床や服なども色分けされていて安全性が高いこと、食べ物もできるだけ手づくりということで化学調味料を使わないということなどの工夫満載のシステムの説明を受けました。試食もしてきましたが、お味は東久留米市の給食と一緒に美味しかったです。

とても良かったのが講演会で、テーマは「学校での突然死を防ぐために教育委員会ができること」ということでした。子どもの突然死を防ぐために、教育委員会としては子どもたちはもちろん、先生方もどうやって守ってあげられるのか。簡単なマニュアルですが、とてもいい内容でした。講師は小児科の先生です。アレルギーなどアナフィラキシーにはエピペン、心臓系の突然死にはAED、中枢神経死の突然死にはすぐに救急車を呼ぶということでした。移動中、東久留米市ではAEDの使い方、エピペンについての使い方なども先生方には行きわたっていると聞きましたので安心しました。各対応はマニュアル通りに行われることがとても大切だということなので、引き続き、先生方に心がけていただきたいと思いました。

続いて、先日の台風のことをお話しさせていただきます。翌日の早朝に椿田指導室長と佐川教育総務課長に会いましたが、全学校の施設を点検されていたとのことで、保護者としてありがたく思います。

3件目です。先日の学校公開で幾つかの小学校を参観しましたが、学校評議会をやっていたところがあり、顔を出してくださいということでしたので寄りました。学校で漢字検定をやろうということで、第九小学校が参加者を募ったところ、50人くらいだろうと思ったら300人の応募があり、学校側でもうれしい悲鳴だったそうです。これを機に子どもや親からも「面白いからやってみよう」という気持ちがすごく膨らんだようです。そういう積極的ないいところをどんどん伸ばして行って、東久留米市で漢字検定キャンペーンとかしていてもいいのではないかと思います。どこの学校も子どもたちは生き生きとしていて、先生

たちも工夫をされているとてもいい授業でした。

○園田教育長 ありがとうございます。今日の研修会は私や関係部課長も一緒に行かしてもらいましたが大変盛りだくさんな内容でして、講演会あり、施設見学もあり、給食の試食あり、さらにエピペンは研修用のモデルみたいなものですが実際に打つ練習ありました。エピペンを打つ練習については、私は教員の研修で何度か見たことはありますが、自分自身で打つのは初めてで、見るのと実際自分で打ってみるとは違うものでした。打つということ非常に抵抗があると思いますが1回練習をすると抵抗感が薄れて、非常にいい取り組みだと思いました。本市でも教員研修の中で各学校がやっていると思いますが、エピペンは非常に大事だと思いました。そのほかいかがですか。

○宮下教育長 私からも学校公開の感想を述べさせていただきます。小学校1年生の生活科の授業を参観しました。「秋の虫探し」がテーマでした。子どもたちが探してきたいろいろな虫について発表をしていました。1組は大きい模造紙に子どもたちが描いたいろいろな絵を貼っていました。2組は表を作成して黒板に貼り付けていました。3組は写真を撮って、それを基にしながら学習発表を行っていました。それぞれ発表のスタイルは違っていました。これは子どもたちが自分の考え方をもち、どうやったら学習の成果をきちんと吐露できるかが考えられたものでした。発表形式が異なるということも、いい学習内容だったと思います。一つの例を申し上げますと、例えばアリであれば、アリを大きく拡大して体のつくりを全部説明していました。アリはこういうところに住んでいる、こんなものを食べていますと。私はそれを聞いた時に、既に1年生から虫を通した上でいわゆる生き物の構造と機能、つまり生き物の多様性と共通性を学んでいると思いました。さらに、どんな餌があるのかを調べれば住みかとの関係や広く環境問題にまで進んでいくし、生物の連続性にもつながっていくと思います。1年生の時からそういう授業をしているのは素晴らしいと思い、感動して、評議員会でそのようなことの話をしていただきました。

授業改善はそういうことから進んでいくと思いますので、指導室にはそういういい授業をどんどん広めていってほしいと思います。

◎閉会の宣告

○園田教育長 以上で令和元年第10回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午後4時12分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和元年11月25日

教育長 園田 喜雄 (自署)

署名委員 馬場 そわか (自署)